

国 総 建 第 2 1 号  
平成 23 年 4 月 21 日

建設業労働災害防止協会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例について（通知）

東日本大震災の被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、被災地域における公共工事の前金払の特例を設けることにつき、別添1のとおり国土交通大臣と財務大臣との間に協議が整い、各保証事業会社社長あてに別添2のとおり通知しましたので、お知らせします。

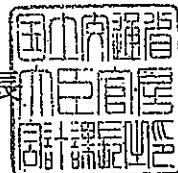
貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対しても、周知方お願ひします。



国官会第244号  
平成23年4月21日

総合政策局長 殿

国土交通省大臣官房会計課長



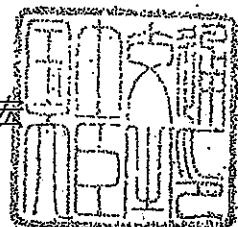
公共工事の代価の前金払の特例について（通知）

標記について、別紙（1）及び別紙（2）のとおり財務大臣と  
協議が成立したので、通知する。

国官会第243号  
平成23年4月20日

財務大臣 殿

国土交通大臣 大畠 章宏



### 公共工事の代価の前金払の特例について

平成23年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事（下記1.に掲げるものに限る。）の代価の前金払の範囲及び割合については、平成23年3月25日付国官会第2595号による協議に係る回答にかかわらず、下記2.に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

#### 記

##### 1. 特例の対象となる公共工事

特例の対象となる公共工事は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行される公共工事とする。

（参考）4月20日現在における災害救助法適用市町村

- ・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
- ・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村<sup>(※)</sup>

<sup>(※)</sup> 青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

・茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉢田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

・栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塙谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

・千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

・長野県：下水内郡栄村

・新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

2. 1. に係る前金払の範囲及び割合

範 囲	割 合
(工事) 1件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の5以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の6以内。
(設計又は調査) 1件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の4以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内。
(測量) 1件の請負代価が200万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の4以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内。
(機械類の製造) 契約価格が3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類(本項中「工事用機械類」という。)の製造に必要な経費(契約価格が3,000万円未満であっても、当該契約中に単価1,000万円以上で、納入までに3か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。)。	製造代価の10分の4以内。



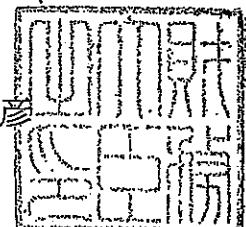
別紙(2)

財計第1322号  
平成23年4月21日

國土交通大臣 殿

財務大臣

野田佳彦



公共工事の代価の前金払の特例について

平成23年4月20日付国官会第243号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第246号  
平成23年4月21日

総合政策局長 殿

国土交通省大臣官房会計課長



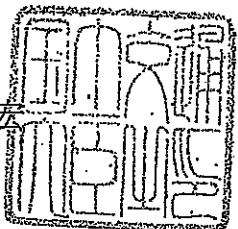
公共工事の代価の中間前金払の特例について（通知）

標記について、別紙（1）及び別紙（2）のとおり財務大臣と  
協議が成立したので、通知する。

国官会第245号  
平成23年4月20日

財務大臣 殿

国土交通大臣 大畠 章宏



### 公共工事の代価の中間前金払の特例について

平成23年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事（下記1.に掲げるものに限る。）の代価の中間前金払の範囲及び割合については、平成23年3月25日付国官会第2598号による協議に係る回答にかかわらず、下記2.に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

#### 記

##### 1. 特例の対象となる公共工事

特例の対象となる公共工事は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行される公共工事とする。

##### （参考）4月20日現在における災害救助法適用市町村

- ・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村
- ・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村<sup>(※)</sup>

<sup>(※)</sup> 青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

- ・茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
- ・栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
- ・千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市
- ・長野県：下水内郡栄村
- ・新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

2. 1. に係る中間前金払の範囲及び割合

範 围	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が 300 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の 10分の2 以内。	(1) 工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の 2 分の 1 以上であること。



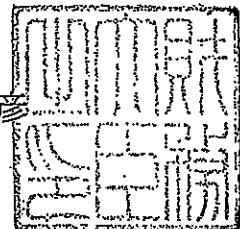
別紙(2)

財計第1323号  
平成23年4月21日

國土交通大臣 殿

財務大臣

野田佳彦



公共工事の代価の中間前金払の特例について

平成23年4月20日付国官会第245号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国 総 建 第 1 9 号  
平成 23 年 4 月 21 日

各保証事業会社社長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

東日本大震災に伴う国発注工事の前金払の特例に対応した  
業務体制の整備について（通知）

平成 23 年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和 21 年勅令第 558 号）第 2 条第 3 号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。）に係る協議の成立については、平成 23 年 4 月 1 日付け国総建第 1 号により通知したところですが、東日本大震災の被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、被災地域における公共工事の前金払の特例を設けることにつき、別添のとおり国土交通大臣と財務大臣との間に同令第 4 条の規定に基づく協議が整いました。

これを受け、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴社におかれましては、特例に係る事務取扱いに遗漏のないよう業務体制を整備されるようお願いします。

記

特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

- (1) 平成 23 年 4 月 22 日から平成 24 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結した公共工事
- (2) 平成 23 年 3 月 12 日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結した公共工事であって、平成 23 年 4 月 22 日から平成 24 年 3 月 31 日までに変更契約を締結したもの

※施工される区域が災害救助法適用市町村の区域（東京都の区域を除く。）とそれ以外の区域にまたがる公共工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

上記の別添は通知本体の別添 1（省略）